資料２

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の見直し検討について

１　見直しを行う理由

本県では、神奈川県条例の見直しに関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、条例を常に時代に合致したものとするため、原則として条例施行後５年ごとに見直しを行うこととしている。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（以下「条例」という。）は、令和元年10月で施行後満10年を迎えることから、要綱の規定に基づき必要な見直しを行う。

２　見直しの視点、手順、留意点について

　　要綱の規定に基づき、以下の視点、手順、留意点等に基づいて見直しを行う。

　（１）視点

ア　必要性：条例制定当初の課題は、現在においても条例により県が法的に解決する必要があるか

イ　有効性：条例が掲げる目的の実現に条例が定める事項が効果を発揮しているか

ウ　効率性：条例が掲げる目的の実現に条例が定める事項が効率的に機能しているか

エ　基本方針適合性：条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか

オ　適法性：条例の内容が憲法、法令に抵触していないか

　（２）手順

　　　　ア　条例制定趣旨の確認

　　　　イ　直近５年間の条例施行状況の把握

　　　　ウ　条例に関連する社会状況の推移の把握

　　　　エ　見直しの視点からの検討

　　　　オ　条例の改正または改正の要否（運用改善等の要否）の判断

　（３）留意点

　　　　ア　条例の運用実績を踏まえて客観的に行う

　　　　イ　条例の内容に応じ、学識経験者等の意見を適宜参考とする

　３　条例見直し検討会議の設置について

　（１）設置目的

　　　　学識経験者等の意見を聴取し、その結果を参考とすることにより客観的な見直しを行うため、学識経験者、建築関係者、事業者、当事者からなる検討会議を設置する。

　（２）検討内容

　　　　条例の実効性確保策や条例改正要否、規則（整備基準）の改正要否や運用改善要否について検討する。

　（３）構成

　　　　バリアフリーの街づくりの実践主体である「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」の構成員を中心に、前回の条例改正時の経緯を知る者を含め、原則15名以内で構成する。

　（４）任期

　　　　委員任期は令和２年9月30日までとし、任期中に検討会議を４回程度開催する。

　３　条例見直し検討会議のスケジュール（案）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回数 | 年月 | 内　　　　容 |
| 第１回 | R1.11 | ・会長・副会長の選任について  ・条例の課題・検討事項について |
| 第２回 | R2.3 | ・条例の課題・検討事項への対応について  ・条例の実効性確保の方策について |
| 第３回 | R2.6 | ・条例見直し調書（※）素案について |
| 第４回 | R2.8 | ・条例見直し調書最終案まとめ |

　　※条例見直し調書

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」の規定に基づき、条例の見直しを行ったときに作成する。（別紙参照）

調書は議会や県民に対して報告を行うとともに、調書の内容をもとに、条例改正や規則改正、運用改善等、必要な手続きを行う。

（別紙）

**第1号様式**（第９条関係）

**条　例　見　直　し　調　書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 作成年度 | 年度 | | | | 次回見直し予定 | | 年度 |
| 条例名 | |  | | | | | | | | |
| 条例番号 | | 年神奈川県条例第　　号 | | | 法規集 | | 第　編第　章第　節 | | | |
| 所管室課 | |  | | | | | | | | |
| 条例の概要 | |  | | | | | | | | |
| 検  討 | 視　　点 | 検　　討　　内　　容 | | | | | | | 備　　　考 | |
| 必要性  現在でも必要な条例か。 |  | | | | | | |  | |
| 有効性  現行の内容で課題が解決できるか。 |  | | | | | | |  | |
| 効率性  現行の内容で効率的といえるか。 |  | | | | | | |  | |
| 基本方針適合性  県政の基本的な方針に適合しているか。 |  | | | | | | |  | |
| 適法性  憲法、法令に抵触しないか。 |  | | | | | | |  | |
| その他 |  | | | | | | |  | |
| 見直し結果 | １　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。  ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。  ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。  ４　改正及び運用の改善等を検討する。  ５　廃止を検討する。 | | | | | 理　由　等 | | | | |
|  | | | | |